

令和8年5月18日

町内事業者様

高齢者世帯エアコン設置補助事業の実施について
(ご協力のお願い)

遠賀町では、下記のとおり、高齢者の非課税世帯がエアコン設置に対する補助事業を下記のとおり実施することにいたしました。つきましては、貴店ご利用の対象のお客様等に対し、補助金活用の周知やチラシの配架等、是非ご協力いただきますようお願いいたします。

記

事業の趣旨・目的

高齢者の熱中症や低体温症等の健康被害を防止するため、ご自身の住宅にエアコンを購入・設置する場合に、世帯全員が非課税の高齢者のみで構成される世帯に対し、補助金を交付し、安全かつ安心な生活を支援することを目的としています。

事業概要

1. 基準日 令和8年4月1日

2. 給付対象世帯
 - ①令和8年4月1日現在町内に住所を有し、現に居住する世帯
 - ②高齢者のひとり暮らし世帯、高齢者のみで構成される世帯
 - ③世帯員全員が地方税法（昭和25年法律第226号）による当該年度の住民税が非課税の世帯
 - ④自宅にエアコンがない世帯（自宅に故障し修理により使用可能となるエアコンがない世帯を含む）または平成17年3月31日以前に製造されたエアコンを1台のみ所有する世帯
 - ⑤対象住宅が賃貸住宅の場合は、賃貸住宅の所有者からエアコン設置について同意を得ている方
 - ⑥同一の住宅に居住する方全員が、同補助金の交付を過去に受けたことのない世帯
 - ⑦町に対する支払義務のあるもの全てに滞納がない世帯に属する方
 - ⑧暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密

接な関係を有する者がいない世帯

⑨世帯分離等により別世帯と同一の住宅に居住している世帯の場合は、別世帯についても、上記①から⑨までの要件を全て満たす世帯

3. 対象経費

エアコン本体の購入費、設置費用、取り外しまたは処分に要する経費

※ただし、新築や増改築、引越し等により設置する場合を除く

(1) 9万円…自宅にエアコンが1台もない世帯(故障し修理により使用可能となるエアコンがない世帯を含みます)

(2) 5万円…平成 17 (2005) 年 3 月 31 日以前に製造されたエアコンを 1 台のみ所有している世帯

※①・②ともに限度額に満たない場合は実費額を補助

申請手続き等

1. 購入前の手続きが必要です。設置後の申請の場合は補助できません。申請の際に、本体価格や設置工事費、撤去がある場合は撤去・処分費用等の内訳が確認できる見積書が必要です。ご協力をお願いいたします。補助金を受けたい方が補助申請を行うまでの手続きは次の手順となります。

(1) 補助金申請 (補助金を受けたい世帯の方→町)

<必要書類>

①申請書：「高齢者世帯エアコン設置補助申請書 (様式第 1 号)」

②見積書：エアコン本体の購入、設置、取外し、撤去費用等のわかるもの

③写真：エアコン本体と室外機の設置予定箇所がわかるもの

④申請調書：「高齢者世帯エアコン設置補助申請調書 (様式第 3 号)」



(2) 審査：町が自宅を訪問し、対象世帯に該当するかを調査・審査します。



(3) 決定通知 「高齢者世帯エアコン設置補助金交付決定通知書(様式第4号)」により通知(調査で対象世帯に該当すると認めた場合)



(4) 交付決定後、エアコンの購入・設置を行っていただきます。



(5) 補助金請求

<必要書類>

①請求書:「高齢者世帯エアコン設置補助金請求書(様式第6号)」

②領収書:(購入費用及び内訳がわかる領収書等の写し)

③写真 : エアコン本体と室外機の設置箇所がわかるもの

※対応可能な町内の事業者様に限り、補助金の代理受領ができるようご案内いたします。

※代理受領とは・・・対象世帯の方が、町に補助金の請求を行うのではなく、販売店等の事業者様が補助金請求し受領する方法です。この方法は、対象世帯が購入等費用をいったん準備する必要がないため、住民の方にとってより利用しやすい制度です。補助限度額がありますので、設置等の費用が補助限度額を超える場合は、超過分を対象者本人にご請求ください。

※代理受領にご対応いただける場合は、申請者(交付決定者)から補助金の請求・受領に関して委任を受けます。委任を受けられた場合は、上記(5)の補助金の請求に必要な書類に加えて「代理受領にかかる委任状(様式第7号)」をご提出ください。



(6) 町より補助金を振込します。

その他、問い合わせ等ありましたら、下記までご案内ください。

問い合わせ・申請・請求先
遠賀町役場 高齢障がい支援課 高齢者係
093-293-1294 (直通)